

平成21年第2回京丹波町議会定例会（第4号）

平成21年 6月18日（木）

開議 午前 9時00分

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 報告第 1号 平成20年度京丹波町繰越明許費繰越計算書
- 第 4 議案第66号 京丹波町介護療養型老人保健施設条例の制定について
- 第 5 議案第67号 京丹波町国民健康保険診療所及び歯科診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第68号 京丹波町梅田財産区有土地管理及び使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第69号 京都地方税機構の設置について
- 第 8 議案第70号 京都府市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び京都府市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 第 9 議案第71号 京都府市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び京都府市町村議会議員公務災害補償等組合同約の変更について
- 第10 議案第72号 京丹波町桧山財産区有地の処分について
- 第11 議案第73号 平成21年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）
- 第12 議案第74号 平成21年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第1号）
- 第13 議案第75号 平成20年度（繰越）中学校施設耐震改修事業 京丹波町立和知中学校耐震補強工事請負契約について
- 第14 請願第 1号 納税緩和措置の積極的活用と「京都地方税機構」への拙速な議決ではなく十分な説明・審議を求める請願書
- 第15 議員定数等検討委員会中間報告
- 第16 発議第 2号 京丹波町議会議員の定数を定める条例の制定について
- 第17 発議第 3号 北朝鮮の核実験に断固抗議する決議について
- 第18 閉会中の継続調査について

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席委員（15名）

2番	坂本美智代君
3番	山内武夫君
4番	畠中勉君
5番	今西孝司君
6番	東まさ子君
7番	小田耕治君
8番	横山勲君
9番	西山和樹君
10番	山田均君
11番	室田隆一郎君
12番	篠塚信太郎君
13番	吉田忍君
14番	野口久之君
15番	野間和幸君
16番	岡本勇君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（20名）

町長	松原茂樹君
副町長	上田正君
教育長	寺井行雄君
会計管理者	岡本佐登美君
参事	田端耕喜君
瑞穂支所長	野村雅浩君
和知支所長	藤田真君
総務課長	谷俊明君

監 理 課 長	山 田 洋 之 君
企 画 情 報 課 長	岩 崎 弘 一 君
税 務 課 長	稻 葉 出 君
住 民 課 長	伴 田 邦 雄 君
保 健 福 祉 課 長	堂 本 光 浩 君
子 育 て 支 援 課 長	山 田 由 美 子 君
地 域 医 療 課 長	下 伊 豆 か お り 君
産 業 振 興 課 長	久 木 寿 一 君
土 木 建 築 課 長	十 倉 隆 英 君
水 道 課 長	中 尾 達 也 君
教 育 次 長	野 間 広 和 君
監 査 委 員	人 見 亮 君

6 出席事務局職員（2名）

議 会 事 務 局 長	長 澤 誠
書 記	石 田 武 史

開議 午前 9時00分

○議長（岡本 勇君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は15名であります。

定足数に達しておりますので、平成21年第2回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（岡本 勇君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、11番議員・室田隆一郎君、12番議員・篠塚信太郎君を指名いたします。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（岡本 勇君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日、町長提出議案1件、報告1件、議員提出議案2件の追加提案があります。

本会議終了後、議員全員協議会を開催いたしますので、議員の皆さんにはご参集方よろしくお願いいたします。

また、全員協議会終了後、議会広報委員会が議員控室において開催されます。

委員の皆さん大変ご苦労さんですが、よろしくお願いいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

《日程第3、報告第1号 平成20年度京丹波町繰越明許費繰越計算書》

○議長（岡本 勇君） 日程第3、報告第1号 平成20年度京丹波町繰越明許費繰越計算書を議題といたします。

町長の報告を求めます。

松原町長。

○町長（松原茂樹君） おはようございます。

今期定例会も本日で最終日を迎えさせていただくことになりました。議員各位には連日熱心にご審議いただきありがとうございましたことに厚くお礼申し上げます。

それでは早速でございますが、報告第1号 平成20年度京丹波町繰越明許費繰越計算書について説明させていただきます。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年

度に繰り越したときは、翌年の5月31日までに繰越計算書を調整し、議会に報告しなければならないとされているところであります。

今回報告いたしますのは、繰越明許費として第1回議会定例会で議決いただきました一般会計町営バス運行事業特別会計繰出金ほか17件、水道事業特別会計簡易水道事業、町営バス運行事業特別会計運行一般事業における翌年度繰越額は13億2,577万円であります。これらに充当します財源は、国・府支出金8億4,236万3,000円、地方債2億5,900万円、その他の財源4,803万3,000円、一般財源1億7,637万4,000円であります。

以上、報告第1号の説明といたします。

○議長（岡本 勇君） 以上で報告第1号を終わります。

《日程第4、議案第66号 京丹波町介護療養型老人保健施設条例の制定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第4、議案第66号 京丹波町介護療養型老人保健施設条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） 町長に一点お尋ねをしておきたいと思うんですが、今回提案になっております和知の診療所を介護療養型老人保健施設へ向けて、その設置の条例ということになっておるんですが、いろんなこの見直しの中で、この方向というのは言われておるんですが、これまで定例会に入ってからですが、町政懇談会もやられてきたわけですけども、いろんな意見も出されておるといようなことも聞いておるんですけど、そうした声に応じて何か見直しとか考え方というのは全くないのかどうか、ちょっと伺っておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 今年の3月に和知地域6カ所で、特に常勤医師が1名体制になるというのが2月10日過ぎに確定いたしましたので、それを受けて体制の見直しについて説明会を行わせていただいたところでございます。特に、平日の診察業務等につきましては非常勤の医師も配置をいただきまして、一定確保ができたということになったわけですが、やっぱり夜間でございますとか土日・祝日等の対応ができないということの中で、一定の不安というのは住民の皆さん方も持たれたというふうに思いますし、そうした意見もお伺いしたところでございます。現状、私どもも処遇の改善等もさせていただいて、さまざま努力はしたわけですが、残念ながら2名体制を維持することができなかったという結果

を受けてのこととございます。また、経営診断で指摘をされました19床の病床運営等につきましても同時に課題となっておったわけとございまして、常勤医師2名体制で何とか介護療養型の老健施設に転換ができないかということで検討をしてきたわけとございますが、その部分も非常に厳しい状況になったわけとございますけれども、そういう体制になりましたことからますます、その病床の維持というものは非常に難しい状況を迎えたということでありまして、今回それに向けましての条例改正をお願いをいたしておるわけとございます。今も町政懇談会11日から回らせていただきまして、和知地域4カ所終わらせていただいたわけとございますが、やっぱりその中で、1名体制ではその方に随分負担がかかり過ぎるのではないかと。ぜひ2名体制を早急に立て直してほしいというご要望もいただいたり、やっぱりそういう中に特に高齢化が進んでいるという中での不安というのは、いかに町立病院と診療所の役割分担という一つの考え方は理解するも、現実的には非常に厳しい状況にあるという声は聞かせていただいたところでございます。現状のところ、そのもとの体制に戻すというのがいかに難しいか。これは合併をしたということもありましょうし、研修医の非常に、京都はまだまだ他府県と比べて医師の数が多いと言われておるわけとございますが、しかし、そうした中でも地方への希望者が非常に少ない。派遣する大学側でも若い先生方に、どこどこへということはいき切れないという状況のようございまして、なかなか地方に勤務いただく先生というのは非常に少ない状況に変わりはないわけとございます。また、それぞれ施設ごと、医療機関ごとの必要人員という考え方ではなしに京丹波町の医療機関として、どの程度医者が必要かという判断とございますので、町立病院と診療所のトータル的な考え方で見られるということとございます。お聞きをしますと、これまでも申し上げておりますように、以後5年間というのは非常にまだまだ、さらに厳しい状況が続くというふうにも伺ってきたところでございますので、現状としては病床等については老健に転換をして、和知診療所としての体制を何とか最小限、今の状態で維持をしていきたいという考え方とございます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 合併のときに和知の場合は26年に診療所を開設以来長い間、途中病院というのもありましたけれども来た経過もあるわけとございます。特に、合併を目前にして大規模改修もして、医療水準を低下させることがないようにということで診療所へ移行させてきた経過があるわけとございますけれども、そうした合併へ引き継いできたということからいって町長としては、この医療水準を低下されることがないようにという思いでやってきたわけとございますけれども、そういう点からいって、それを維持し、低下させないということになっておるといように考えておられるのかということを一問聞いて

おきたい。

実際、医療の機能の役割分担といいましても今もありましたように実際、和知の遠くからわざわざ来るといふことはなかなか口で言えば簡単ですけども、病院にかかってくるといふことはなかなか難しいと、大変やといふことも実際としてあるわけですけども、4月から病床の休止や救急、夜間の診療廃止といふこともしてきたんですが、この間、そういういろんな問題は起きていなかったのかどうかといふことと、それから特に長老苑なんかへ入所されとる方は診療所との関係も深かったわけでございますけれども、そういうところでもたびたび救急車を呼んでおるといふふうな話も聞くわけでございますけれども、特にそういう中で問題はなかったのかどうか。

聞きますと、重病になると瑞穂病院とか京丹波町病院ですか。鍼灸とかへ行ってもらうんだという話もあるわけでございますけれども、重症になってからわざわざ動かすといふようなことが本当にいいのかどうかといふことも問われてくると思うんですけども、その辺も含めて、この間そういう問題やそういうことはなかったのかどうか、あわせて伺っておきたいと思えます。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 今、合併協議の中でもそれぞれ引き継いだ病院、診療所の水準を低下させないといふのはそのとおりであったといふふうに思いますし、3年半経過する中で一定のやっぱり私は、1万7,000人の人口の中でどう引き継いだ病院、診療所を考えていくかといふのは当然検証していかなければならんといふふうに思います。特にやっぱり経営面での部分も、こうした地域ですので一定不採算な部分はやむを得ないといふふうに思いますけれども、やっぱりこれが8,000万とかそれ以上とかといふのがずっと続いていくという状況の中で、本当に持ちこたえられるのかといふことになると、やはりそこには住民の皆さん方にも十分理解をいただく中で改善をしていく必要があるといふふうに思います。また、それに加えて医師、看護師不足というのが本当に考えるいとまがないほど急激に迫ってきている。また、そう現実になったといふ中で、非常に選択肢のない追い込まれた形での今回体制変更といふことになったことは非常に申し訳なく思っておるわけでございますが、行政の力だけではどうにもならない領域といふところもありますので、この辺については一定住民の皆さん方にもご理解をいただいているのではないかといいように思っております。そうした中でも今の診療体制を翌年もその次もいかに維持することができるかといふことが今本当に日々努力をしながら、そしてまた今おっていただきます先生の思いも大切にしながら、いかにそれにこたえていけるかといふことが今求められているといふふうに思っ

ておりますので、十分行政ででき得るところまでは、しっかり頑張っていかなければならんというふうに思っておりますし、それが地域の本当に密着型の診療機関でございますので、十分きめ細かな対応をしていかなければならんというふうに思っておりますのでございます。

役割分担も先ほども申し上げましたように、やっぱりこれは地域性も色濃いわけですが、町としてどう考えていくかということは皆で詰めていかないと、これまでこの地域にこうあったから、これは以前の形のままで維持していくということではなかなか、病院の方は47床、診療所19床というのが本当に今どんどん患者数が減ったり、稼働率も80を切るという状況でございますので、そういう意味では経営を非常に厳しいものになっている。そういう現実をどうしていくかということでもありますし、周辺にさまざま総合病院もありますし、通院のしやすさというのものもありますし、患者さんがいろんな医療機関を選択されているというのも実態でございますので、そうした中でいかに診療所を維持していくかという非常に、あればいい、しかし、そこには行かないということも一方ではあるわけでございますので、そこをどう町民の皆さん方もとらえていただくかということでもあります。患者が増えればいいということではありませんけれども、現実、経営面からすると一定の患者数というか、あるいはまた対応のあり方も今は病院では15対1の看護師体制から13対1と。しかし、これも看護師不足というところから非常に、それを維持することすら非常に厳しい状況にあるということでも今も募集をしたり、またさらにということで努力をしとるわけですが、そういう状況にあるということもご認識をいただきたいというふうに思っております。

これまで2カ月少し経過をいたしましたわけですが、細かな数字につきましては担当課長から答弁をいたさせますが、病院へ搬送させていただいた例もあるわけですが、また、長老苑等につきましては、これまでから明治国際病院との連携で、そちらの方に搬送されているというふうに伺っておりますのでございますが、いずれにいたしましてもオンコール体制といいましても早目早目の対応が必要でないか。先生がおいでになる間に患者さんの容体をしっかり見きわめて判断を下していただいて町の病院あるいはまた他の病院に搬送して、しっかりした対応をとっていくということが望まれているというふうに思いますので、現状の中でいかにリスクを低くしていくかということがスタッフ、あるいは私どもに求められているものだろうというふうに思っております。

○議長（岡本 勇君） 下伊豆地域医療課長。

○地域医療課長（下伊豆かおり君） お尋ねがございました4月以降のオンコール等の一般病床の休止ですとか夜間診察の休止に係ります影響でございますけれども、4月、5月2カ月

間でオンコールは11件、ドクターの方に照会をさせていただいております。また、京丹波町病院の方に1件の搬送がございました。あと、夜間ですとか休日の救急対応に係りますトラブル等につきましては、事前に説明会等で周知させていただきました関係で特段の問題は起きておりません。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 町長にお尋ねをしておきたいんですが、当然見直しとかそういういろんな運営等についての検討は、それは当然必要やというふうに思うわけなんですけど、今回、介護の方へ転換をするということを検討し決めていく場合に、一般病床3床とか4床とか最低そういうものも確保しようと、そういうようなことは検討されたのかどうか。全くすべての一般病床を転換するというそういう基本であったのかどうか。その点について伺っておきたい。一般病床を少し、3床でも4床でも残すというようなことは検討されたかどうかお尋ねしておきます。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 今、一般病床を休止状態にしておるところでございますが、できれば転換まで何とか維持をしたいという思いはあったんですけども、やっぱりそれは先ほども言いましたように、これまでの常勤医師2名体制ということであれば、そのことも可能でありましたし、そういう中で23年までの一定期間の中で、どう老健転換を選択するか。あるいはまた違う方法も医療法人にアウトソーシングというのをおわせて検討してきたわけですけども、なかなか19床では受け手がないということも現実でございます。そういう中で一つは消えた。次、何が残っているかということになると、これまでどおり診療所として一般病床、療養病床を持ちながら、しかし、8,000万以上のその病床部分で赤字が年々積み上がっていくというのをどう解消するかということも思いつつ当面維持するということ。それと今回常勤医師が1名ということになりましたので、やっぱり当直体制等を考えましたときに、もうそれは不可能ということでもありますので、現状のところ安定している症状の療養病床に入院されている方については引き続き転換までおっていただけることは、これもドクターの地域医療にかける熱い思いの中で実現をしたということにほかならないわけですけども、ぎりぎりその部分は了解をいただいた。

オンコール体制といいますが24時間365日拘束されるわけでございますので、今は1万円という1日当たりの費用を負担させていただいておるわけでございますが、到底精神的な部分からいきますと、そのようなものでは多分納得いただけないんだろうというふ

うに思いますけれども、不承不承引き受けていただいているというのが現実だろうというふうに思います。そういう状況でございますので、今、議員がおっしゃったように、なぜせめて3床4床でも残せなかったのか、残す考えはなかったのかとおっしゃいますけれども、現実的にはもうそういうことは私は無理だと判断をいたしました。ここは役割分担というのはやっぱりそこまでどうしていくかというのはこれからのいろいろ詰めていかなければならぬ問題でありますけれども、よそにも随分行かれておるわけでございますので、そうしたことをどうみんなで考えていくかということが非常に大事であろうと思います。行政でできることはしっかりやっていかなければならぬ。しかし、先般も申し上げましたように、病院側で送迎バスを仕立てるということになりますと、しかも無料でということになりますとなかなか民間の業者との関係もございまして、公立の場合なかなかそうはいかないということもございまして。そうした中で町営バスをいかに乗り継ぎができるようにダイヤを工夫するかとか、あるいはまた路線を変更していくか、これも切り替えれば切り替えただけ逆のところも出てくるわけでございますので、そうなかなか即座にはいかないということもあろうかと思いますが、一つの差し迫った課題だという認識はいたしております。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 7番、小田君。

○7番（小田耕治君） 昨年からの介護療養型病床へ転換の件についてはいろいろと検討をされてきたと聞かせていただいておりますけれども、当初は医師2名体制での転換ということで検討を進められてきて、昨年の暮れぐらいから1名体制、あるいは今年になってからは1名体制という形で検討が進められてきたというふうに思うんですけれども、この当初検討をされてきたその2名体制での療養病床への変更という内容から1名体制へという形になったわけでございますけれども、この1名体制になったことによる影響ということで当然、特養とかそれから在宅介護とかそういう方面への影響が出てくるんじゃないかなあと、当然出てくるだろうなあというふうに思うんですけれども、その辺の影響についての評価をどのようにされたのか。例えば、1名体制でこういう形で運営をするに当たっては、かなりのデメリットが出てくるというふうには思うんですけれども、その辺のデメリットをどういうふうにご考慮されるのかという一点と、それから先ほどもありましたように、ほかの病院、京丹波町病院なり近隣の病院との連携とか役割分担という話があるんですけれども、その点からいくと、もう少し町として条件整備できる部分もあるんじゃないかなというふうに。その病院へのアクセスの問題も今お話あったわけですが、ほかにもいろいろと検討する余地がある部分があるんじゃないかなあというふうに思います。

例えば、薬局なんかのいわゆる薬の投与の関係なんかでも今、院外処方という形ができるような形になつとるわけなんですけれども、例えば京丹波町病院で診察を受けて、院外処方と同じような形で和知の診療所で薬を受け取るとか、そういう方法も考え方としてはあるんじゃないかなあというのは、それは無理なのかどうかちょっと理論的にわからないんですけども、そういうようなことも検討していく必要があるのではないかなというふうなことを思っております。そういうようなことで今後、今まで3カ月間ですか、4、5、6と療養病床だけで運営してきて、これから19床すべてを療養病床にかえて、さらに、老人保健施設への転換という形になるわけでございますけれども、そういうようなところの影響というのはまだまだちょっと、どういう形になるかというのはわからない部分がありますので、いろいろと検討していかなんというふうに思うんですけども、町長の所見を伺っておきたいと思えます。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 21年度も20年度に引き続き同様の体制でさまざま経営改善に向けた努力をしていきたい。そういう中で先ほど申し上げましたように、さまざま検討を加えてきたわけでございますが、なかなか希望的な部分もありまして、そうそう引き受け手がない。これは先般もありましたように、いわゆる美山診療所のような形態もとれないかとか、そういうこともしてきたわけですけども、やっぱりどうしても病床の運営等が非常にネックになるということでもあります。現状、おっしゃいますように、20年度と比べて今の体制の中で水準がどう維持できたか、あるいは、どこまで落ちたか、そういうのは確かに気持ちのいろんな不安さ、また、日々のそうした夜間での対応等々を見ましたときに、確実に私は落ちているというふうに思います。しかし、このことは落とすというよりも落ちたということだと思いますので、私どもが意図的に今の状態をつくり出したというのではなしに、そうせざるを得なかったということでもありますので、これをどう克服しながら、より不安材料を解消しながら進めていくかという以外に道はないわけでございます。そこはご利用いただいている皆さん方にも理解をいただきたいというふうに思っておりますし、現状のところ療養病床に入院されておる方につきましても個々にお話をさせていただいて、医師体制が変わっておりますので夜間については看護師のみということになりますということも患者さん含め家族の皆さん方にも説明をしていただいて、理解をいただきながらいただくという状況でございます。

今後、10月1日転換に向けて今詰めておるわけでございますが、これとてそう簡単に日にちがたてば自動的に変わっていくというものではありませんので、さまざま体制も人員的

なものも整えていかなければなりませんし、やっぱりどうしてもお医者さんの思いもございますし、ぜひ私どもの考え方に理解をいただいて、今何とか1階、2階部分をお引き受けいただけるように、さらにさらにお願いをしながらの毎日でございます。やっぱりそうした面で私どももできるだけ対応もしていかなければなりませんけれども、それにも限界もございますし、全体でやっぱり最終的には地域も皆さんが安心して暮らしていただけるようなものとして診療所を維持し、さらに、そのニーズを少しでも吸収できるような老健施設というものも併設をしながら対応していく。これが今残された唯一の道ではないかと私は思っておりますのでございます。

院外処方の関係もどうできるか。今は一括購入、病院・診療所一括購入で、できるだけそれぞれの単価を1円でも50銭でもいわゆる10銭でも安くということで進めておるわけですが、そうした中で次、院外処方というかそういうものも視野に入れながら進めておるわけですが、周辺に薬局が、患者数の関係もございますので、それで経営が成り立つか成り立たないかということもございましょうし、こうしたところでありますので、一日病院で150、診療所で70前後、こういう患者数の中で、最近はだんだん薬もそれほどむやみやたらに出すというのでもできませんし、経営の片一方、受け側の部分もございますので、その辺も含めて十分検討しながら進める必要があるのではないかというふうに思っています。

○議長（岡本 勇君） 7番、小田君。

○7番（小田耕治君） 交通のアクセスの関係なんですけれども、確かに、病院から無料のバスを出すと、それはかなり条件整備が必要かなあと思うんですけれども、今現在、和知地域で車を運転できない人が自由に乗れると申しますか、移動できる手段としてタクシーが2台運行されておるわけです。このタクシーの運行が仮にもうされなくなったというようなことになると全く移動手段が奪われるという、そういうような可能性も出てくるわけがございまして、やはりここはちょっと思い切ってタクシー会社との契約というような形か、どういう形になるかわからないんですけれども、やはりその移動手段としてそういう形を選択する方法についても十分検討する必要があるんじゃないかなあというふうに思っておるわけですが、その辺のところについての見解を伺っておきたいと思っております。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 京都タクシー、今、踏ん張っていただいておりますけれども、やっぱりお聞きをしますと非常に厳しい経営環境にある。でも、タクシー会社としては地域のそうしたさまざまな需要におこたえをしているという思いはあるという中で一定の

援助をいただけないか。私ども、そのできる限りのことはと思いつつもなかなか、ならば助成金をとかなかなかそこまで踏み込んでいけないというのも実態でありますし、今のところは町営バスの、今期定例会でも非常に議論になったところでございますけれども、料金体系をどうするかということについても、こちらが下げると向こうが経営が成り立たない。だから引き上げると言われますと、今、議員おっしゃったように町営バスではカバーできない部分をしていただいております部分がもう全くなくなるということでもありますので、全体を見ながらどうしていくかということになろうかと思えます。非常にそうした面では不安な要素が残っているというふうに思いますが、これも町で丸抱えでいけるかというのと、今のところではなかなかそうはいかない。だから、せいぜいご利用いただくということがタクシーを残す道になるのではないかというふうに思っています。

○議長（岡本 勇君） 15番、野間君。

○15番（野間和幸君） 議長、4日間、町長以下、幹部職員の皆さんに4日間回っていただきまして、いろいろなご意見や不安な面もお聞きになったわけですが、区長さんから提案がありましたような要するに町長が常々申されております、いわゆる住民にできることは住民で、行政にしかできないことは行政がやっていく。しかし、それはこの京丹波町というものを支えていくために、うまくかわりを持っていくために住民にできることは住民がしたらよいということだというふうに思っております、そして、ほんなら住民だけに任せておいたらよいということではなしに、そこにどのように行政がかかわればよいか、お助けできるのかということも大事な部分やと。そういう意味では今回の施設転換というのは、私自身は地域の実態にある意味で応じた転換だと、そんなふうに私自身は思っております。

ただ、形状が変わるということは、やはり今までなれたものが変わるということで不安な部分がいっぱいありますので、その不安をどのようにして解消していくかということが今後の課題だと思いますので、地域の声がしっかり集約されながら、そしてさらに転換された施設が住民の皆さんに使い勝手のよいものになるようにしていくために住民の皆さんにお知恵をいただくような、そういった機会を区長の方からも提案がありましたので、さらに行政も一緒にしていただくことが大事かというふうに思うんですけれども、どのように対応されていくのかお尋ねをいたします。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 先ほどから申し上げておりますように、やっぱりこれは行政だけではなかなか、こうする、ああするといいますが、やっぱりそこをいかに利用いただけるかということがなければ成り立たないわけでございます。今ご指摘がございましたように、基本

的な考え方としては今言わせていただいております10月1日の病床部分を老健に転換をするということは変えがたいわけでありますけれども、そうする中でどうその地域の皆さん方に理解をいただきながら、また、安心して活用いただけるようにしていくか。そのためには事前にさまざま説明も申し上げ、あるいは、ご意見も聞きながら進めていくというのが非常に大事になるのではないかというふうに思います。また逆に、町懇でも申し上げておりましたように、診療所をどう守っていくかという部分についてもぜひ住民の皆さん方にも積極的に組織づくりも含めて検討いただければありがたいなというふうに思っております。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） 私は提案されております議案第66号 京丹波町介護療養型老人保健施設条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

今回提案をされている条例案は提案理由にもあるように、介護療養型老人保健施設開設のために必要な事項を定めるためのものです。説明では地域医療をめぐるさまざまな課題に取り組んできた。現状に至っては和知診療所における診療体制の見直しを行い、19床の病床を介護療養型老人保健施設へ転換するための条例制定となっています。

和知診療所では介護療養型老人保健施設への転換をするために、既に平成21年4月から一般病床の休止と外来の時間外、休日等の救急患者受け入れを中止しました。この運営見直しは医師の確保が困難であることや、地域医療対策審議会の答申や、民間の経営診断結果を踏まえた経営改善が急務を錦の旗にしながら患者数の減少などで経営悪化を招いているとして、住民に対しては一般病床7床の休止や外来の時間外・休日等の救急患者の受け入れ中止の方針を決めておいてから、平成21年3月12日から6カ所で説明会を開催して、休止や中止の報告をして今日まで来ました。

今行われている町政懇談会では町政への不信や信頼関係がなくなっていると訴える参加者もあり、行政不信が広がっています。和知診療所は昭和26年に開設されて以来、町民挙げて医師確保に努力されてきました。特に、57年には岡田所長の入院を機に、各医療機関に強力に要請や依頼と連日走り回ったと聞きます。また、合併を目前に生き残りをかけて医療水準を低下させることがないようにと病院を診療所に移行させてきました。こうした思いと願いが込められた和知診療所への思いは強いものがあります。

お隣の南丹市美山町の美山診療所では公設民営であります、高齢化率が40%を超える

地域であり、高齢者が生きていく家庭を支援していくのか、何が一番必要なのかをみんなで考え、経営は赤字であるが、安心してこの地域で暮らしていくために一般病床4床を残したと力強く説明をされています。また、医師確保のためには南は長崎から北は青森まで知り合いやつながりで訪問している。医師確保は診療所では大変難しいが、存続にかかわることで一番大事で最優先すべきことと言われていました。決まってからではなく、住民と一緒に考えることが大事であることを示しています。

和知診療所の運営見直しは、町としては医療機能の役割分担と連携で診療所の役割を明確にして、運営体制の見直しをすと言いますが、この論理は、考え方は行政側の一方的な経営的判断から出発した言い分で、これまで利用してきた和知地域の住民にとってみれば、何一つ患者や周辺地域住民、高齢者など弱者の思いが生かされていません。

今回提案されている介護療養型老人保健施設へ転換すれば、介護認定を受けなければ入所することができません。これが地域住民の願いにこたえる方向なのでしょうか。今必要なのは周辺部や山間僻地に住んでいても安心して毎日を暮らしたい、この思いです。これにこたえるのが行政の責任と役割です。美山診療所のように一般病床を残すべきです。3床でも4床でも確保して、地域住民が安心できる体制を確保すべきです。その責任は行政にあります。責任を持つべきです。お金は、むだや大型公共事業の中止や見直しなどを行い、医療や福祉など最優先すべきところに使う立場にたてば解決できることです。

診療所の運営見直しは当然必要ですが、住民の合意と納得を最優先にすべきです。和知診療所にある19床すべてを介護療養型老健施設への病床に転換することは住民の願いにこたえる方向ではないことを強く指摘して反対討論といたします。

○議長（岡本 勇君） 3番、山内君。

○3番（山内武夫君） それでは、ただいま上程になっております議案第66号 京丹波町介護療養型老人保健施設設置条例の制定につきまして、私は賛成の立場から討論を行いたいというふうに思います。

高齢化が一段と進行する当町におきまして、いつでも安心して受診できる医療体制の充実が求められております。今回創設されました介護療養型老健施設は従来型よりも医療ニーズに柔軟に対応できるもので、高齢者の在宅療養を支える機能をあわせ持つ施設でありまして、介護を必要とする高齢者が多い地域実態に沿った施設であるというふうに考えます。

今回の和知診療所の医療体制の転換は全国的な医師不足に起因をしております、関係機関への医師確保に努められたものの、今後の動向を見るとき大変厳しい環境にあり、医師の確保が困難な状況にあります。常勤医師が1名という現状の体制の中で、最大限可能な選択

肢として介護療養型老人保健施設への転換が図られたものであります。

今後は国保京丹波町病院を核として京丹波町地域全体の中核医療施設としての役割を担うべく、入院等の役割分担の中で町内医療機関との連携のもと医療体制を確立されるよう要望するものであります。あわせて、町民が安心して医療を受けることができるよう引き続き医師の確保に努めるとともに、早急に患者の送迎体制等を講じられるよう強く要望し、賛成といたします。

○議長（岡本 勇君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第66号を採決します。

議案第66号 京丹波町介護療養型老人保健施設条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（多数 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手多数であります。

よって、議案第66号は、原案のとおり可決されました。

《日程第5、議案第67号 京丹波町国民健康保険診療所及び歯科診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第5、議案第67号 京丹波町国民健康保険診療所及び歯科診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

7番、小田君。

○7番（小田耕治君） 今回、和知診療所の病床をすべて療養型の病床に変更するという内容でございますけれども、現在運営されている療養型病床の利用状況ですか、どの程度の利用状況になっているのか。さらに、療養病床を19床とした場合、どの程度の利用といたしますか、病床が埋まっていくというふうに予想されているのか、この点だけを伺いたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 下伊豆地域医療課長。

○地域医療課長（下伊豆かおり君） 現在、この4月、5月で10人の日ですとか11人の日が入院患者さんの状況でございます。今後、9月1日に療養病床になりましたときには、将来的に老健に移行できる患者さんをお受けすることになると思いますけれども、すぐに満床になるかはわかりませんが、療養病床で引き続き療養いただける方の入所といたしますか、患者さんをお受けする予定でございます。

完全に何人まですぐに入所されるかということにつきましては、やはりそのときの患者さんの状況にもございますので、すぐに19床が満床になるかということについてはわかりませんけれども、ニーズとしては十分にあると考えております。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 今回、一般病床7床をすべて療養病床ということになりますので、現在7床ある一般病床の場合の今の状況ですね。そして入院されている方が療養病床に転院ということになりますと一般病床から移行される方もあるかもしれませんが、転院ということも起こり得るんですが、今の現状とその対応についてはどうなのかお尋ねしておきます。

○議長（岡本 勇君） 下伊豆地域医療課長。

○地域医療課長（下伊豆かおり君） 基本的には現在療養病床の方をお受けするという形で運営させていただいておりますし、3月の時点で一般病床におられた方で退院された方ですかそういう方がいらっしゃいますけれども、一時的にその方の感染症の状況、療養病床に入っておられる方ですけれども一時的に一般病床の個室の方に移っていただいた方もございますが、療養病床全部になったときには、すべて療養病床でお受けできる患者さんばかりが現在入院いただいております。

日によるわけですが、ちょっと感染症の疑いが出たとかそういうことでドクターが判断されて、ご本人さんに了解を得た上で個室の方、現在、療養病床が個室がございませんので、一時的に個室に移っていただいている方がございます。日によりましては3名の日とか、それぐらいです。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 一般病床へ感染症とかそういうことで入っておるといことなんです、これも10月からは、この療養病床は介護型に変わりますので、そういう患者は今度受け入れられないと。もちろん介護認定を受けた人を受け入れるということになりますね。施設になりますので、そういうことに対する対応というのが、今後というのはどういうことになるのか。例えば診察に来られて、ちょっと一時的に1日いうか、ちょっと点滴でもして必要やなあという場合に結局この方は、そこへは入院できないので転院とか、ほかへ移すということなる。そういう対応ということになるのか、ちょっと伺っておきます。

○議長（岡本 勇君） 下伊豆地域医療課長。

○地域医療課長（下伊豆かおり君） 一般病床がなくなるということでございますので、その日に、ほんならここで入院ということにはできませんし、介護療養型老人保健施設になりますと入院機能とは異なりますので、入院の患者さんは紹介をさせていただくということにな

ります。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） 私は提案されています議案第67号 京丹波町国民健康保険診療所及び歯科診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について反対をするものであります。

今回提案されている条例案は提案理由にもあるように、国保京丹波町和知診療所の病床を介護療養型老人保健施設へ転換し開設するために所要の改正を行うものですが、これまでは和知診療所の病床数は一般病床7床、療養病床12床として来ましたが、診療所の運営見直しで19床すべてを療養病床にするための条例改正ですが、その前提は10月から介護療養型老人保健施設開設へ転換するための経過措置であり、議案第66号でも申し上げましたが、和知診療所は昭和26年に開設されて以来、町民挙げて医師確保に努力され運営をされてきました。もちろん職員や関係者の努力は並大抵のものでなかったと想像できます。そうしたことから合併を目前に生き残りをかけて医療水準を低下させることがないように大規模改修をして診療所に移行させてきました。こうした思いと願いが和知診療所には込められています。

南丹市美山町にある美山診療所のように、和知地域は高齢化率が40%を超える地域であり、高齢者が生きていく家庭を支援していくのか。何が一番必要なのかを考えれば、この地域で安心して暮らしていくためには一般病床を3床でも4床でも確保して、周辺住民が安心できる体制を確保すべきであり、行政にはその責任があります。

介護療養型老人保健施設への転換は介護認定を受けた認定患者だけが入所の対象になり、高齢者など支援が必要であっても入所できません。これは地域住民の願いにこたえる方向ではありません。

診療所の運営見直しは必要ですが、19床すべてを介護療養型老健施設への病床に転換するのではなく、一般病床を残すべきと思います。今必要なのは周辺部や山間僻地に住んでいても安心して毎日を暮らしたい、この思いにこたえるのが必要です。このことを強く指摘して、提案の介護療養型老人保健施設への転換のために19床すべてを療養病床とする条例改正案に対する反対討論といたします。

○議長（岡本 勇君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第67号を採決します。

議案第67号 京丹波町国民健康保険診療所及び歯科診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(多数 挙手)

○議長(岡本 勇君) 挙手多数であります。

よって、議案第67号は、原案のとおり可決されました。

《日程第6、議案第68号 京丹波町梅田財産区有土地管理及び使用料条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長(岡本 勇君) 日程第6、議案第68号 京丹波町梅田財産区有土地管理及び使用料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

4番、畠中君。

○4番(畠中 勉君) 財産区の使用料の一部改正ということで提案理由の中にもありますように、管理方法及び貸付期間について所要の改正を行うということでございますが、これは、ここまで出てくるまでにそれぞれの管理会等で十分検討されて出されているものと思いますが、新旧の対照表を見ても第3条で、旧の方では貸付期間が90年というふうに定められておいたものが、その年数が定められておりません。これ、第3条第2号のところでは土地賃貸契約書により貸付をするというふうには書いてあるんですが、年数が条例の中では出てきておらないと。この辺はそれぞれの管理会等で検討されたと思うんですが、貸付期間につきましてはどのような見解をされておるのか。

また、他の財産区、旧瑞穂町の中で3つ財産区があるんですが、そこでは条例の中で、松山であれば50年、三ノ宮であれば20年、質美では50年というふうに条例で定められております。非常に大事なことかと思うので、それを条例で定めるというのではないかというふうなことを思っておりましたので、その辺がどのような検討をされましたか、お伺いいたします。

○議長(岡本 勇君) 野村瑞穂支所長。

○瑞穂支所長(野村雅浩君) 今のご質問であります。条文には上げずに土地賃貸借契約書に貸付期間や使用条件、また賃貸借料及び契約解除等について盛り込んでおります。特に貸付期間であります。20年以内という形で管理会では思っておられるということをお聞かせ

てもらっていますけれども、梅田財産区につきましては個人貸付が435件ございまして、その方にまた新たに貸し付ける人が出た場合、年数を確定してしまいますと契約の終期がばらばらになり貸付管理に支障が出てきますので、契約終期を貸付地を全部統一いたしまして、契約日の日から20年以内の終期日時、予定では平成41年6月30日という形でありますけれども、そういう形で梅田財産区につきましては個人貸付の関係上、条例ではうたわずに契約書で年数内の期限を設けるという形をとられたと聞いております。

○議長（岡本 勇君） 9番、西山君。

○9番（西山和樹君） 一つだけ伺いしておきたいんですが、この改正される部分について特段の問題はないと思うんですけれども、この陰伐第7条、陰伐というものだろうと思うんですが、陰伐って通常我々聞いておりますので、それはそれでいいんですが、1項の日向にあっては6メートル以内、日陰にあっては13メートル以内の陰伐と、こういうふうになっておるんですが、これにつきましては、法面距離なのか平面距離なのか。平面距離であるということなのが普通だと私は思うんですが、法面ですと急傾斜のどこやったらほとんど役に立たん。法面で13メートルある急傾斜のところいきますと、かなり奥まで行く。そういうこともありますので、そのあたりのところ、ここで答弁を求めるのは酷かと思しますので、そのあたりのところは完全に決めておいていただきたい。これから先は特に平面距離になることが常識的だと思います。測量も昔は検綱でやっていたんですが、今現在はミリの何万分の1まで出る光波計で計測しますのでね。だから、平面距離を出すのは極めて簡単なんです。そういうことで、そのあたりを徹底しておいていただかないと、後日になってもめる可能性がある。私なんかでも既にもう13メートルやったら今の倍以上からなんたら畑が使えないというのが現状なんですけれども、そういうこともそれは個人の家ですけれども、そういうこともあわせて検討をしておいていただくように要望しておきます。ここで答弁を求めませんのでお願いします。

○議長（岡本 勇君） 野村瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（野村雅浩君） 今のご質問ですけれども、私の方としましても平面なのか斜面の距離なのかちょっと把握しておりませんので、今の件につきましては私の方から管理会長なりに申しまして、はっきり管理会の中でまとめてもらうように要望なり、こちらの方からさせていただきます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） ちょっと私も一点伺っておきたいんですが、賃貸借のこの契約書により貸付をするということに今回新になっておるんですが、今もありましたように個人貸付

が大半ということで期限のことも今、20年以内ということもあったんですが、今現在それぞれ貸し付けておるわけでございますけれども、いわゆるこの条例改正を機に改めて、すべて今、先ほど435件というのがありましたけれども、この契約書を結び直すということにされるということだと思っておりますけれども、それはそれぞれ財産区の委員さんがされるということかと思っておりますが、その辺は段取りと申しますか、今後のこの条例改正後の対応としてはどういうことが考えられておられるのか一件伺っておきます。

○議長（岡本 勇君） 野村瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（野村雅浩君） 条例ではあんまり中身の貸付期間とか契約解除の関係とかについては深くうたっておりませんので、この条例と詳細的なことでありますけれども、新規貸付や契約解除については施行規則の方で今後検討してまとめるということであります。それで契約についてですけれども、現状の貸付者との再度のもう一度契約を進めていくという形であります。特に縁故者の関係等、梅田財産区はありますので、転出者につきましては貸付が行われている状態でも今のところありますので、今後そこらあたり新規貸付についても規定がありませんので、そこらあたりについては施行規則なり契約書で取り交わすという形で、ある一定の年数を設けて契約を解除するということになるかと思えます。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第68号を採決します。

議案第68号 京丹波町梅田財産区有土地管理及び使用料条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第68号は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。再開は、10時30からといたします。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時30分

《日程第7、議案第69号 京丹地方税機構の設置について》

○議長（岡本 勇君） 日程第7、議案第69号 京丹地方税機構の設置についてを議題とい

たします。

これより質疑を行います。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 何点かお尋ねをしたいと思うんですが、一つは今回提案になっています京都地方税機構の設置ということになっておるんですが、全国的にもそういった方向のところが、いわゆる税の共同化というような形で取り組まれておるところがあるわけですが、全国的にはどれぐらいの数がそういった設置されておるのか、わかっておればお尋ねしておきたいということ。

それから、この税の滞納を徴収していくということになるんですが、いろんな通達やとか法令やとかもちろんそういうものもあるんですが、今度できる地方税機構というのはどういう、もちろんこれ、憲法やとか地方自治法やとかそういう法に基づいて設置され、徴収もされるということになると思うんですけれども、その辺のことはどこかで確認をされとることなのか。それはあくまでも前提ということに進んでおるのかどうか、お尋ねしておきます。

○議長（岡本 勇君） 稲葉税務課長。

○税務課長（稲葉 出君） 地方税機構の全国的な数ということでございますけれども、全国では徴収並びに課税と両方をやっているところはないということでございます。ただ、滞納につきましては、静岡が静岡地方税滞納整理機構、それから愛媛の方で愛媛地方税滞納整理機構、それから和歌山の方で和歌山地方税回収機構、それから三重では三重地方税管理回収機構ということで、全国的にはこの4つということでお伺いをいたしております。

それから、上位法ということでありまして、今回、広域連合につきましては特別地方公共団体という位置づけでございまして、その中の事務組合の中の広域連合という位置づけになっております。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 町長にお尋ねをしておきたいと思うんですが、今この徴収を目的に4県で設立されておるといふ説明やったんですが、全国的にも滞納問題というのは大きな問題にもなっておりまして、いろいろ各地域でもそういう徴収に対するいろんな問題も出てきておりますが、一つ町長にお尋ねをしておきたいのは、今回この機構ができますと当然そこへの代表として出ていただくわけですから、議会代表も当然にあるわけですから構成員に一応なっていくということになりますので、一つは、この国税というのが法令やとか通達とか取り扱い要綱、そういうようなものに基づいて例えば国税やったら、やられておるわけですが、そういう通達とかそういうものをしっかりこの機構というのは踏

まえて当然やられるということだと思っただけですが、ちょっとその辺をしっかりと確認をしておきたい。

滞納処分ということからいきますと、競売とかそういうことが安易にやられるということになりますと、非常にいろんな問題も起こすということになるわけですが、これはあくまでも税でございまして、当然国民の義務として納めるということにはなるんですが、特に、この強制処分の前に滞納者の個別事情を十分調査し徴収する。それから滞納者の個々の事情に即応した滞納整理、徴収行政を行うと。いわゆる国税徴収法の強権部分というのは最悪の滞納者を想定したものであり、多くの善良な納税者に向けられるものではないという滞納整理行政の基本というのが言われておるんですけども、そういう立場で当然やられるということだと思っただけですが、その点について改めてちょっと確認をしておきたいと思っております。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 今、機構の設立に向けて各関係の議会で審議がされているというところでありまして、これからの課題というのもあろうかと思っております。そこは準備委員会の中でも議論がされておりましたのは、こうあるべきだということで余り性急に事を進めないことが大事ではないかということです。これまで19年から特に滞納整理業務について取り組んできたわけですが、これは一定の成果が必ず上がり、そしてまたコストも削減できるというところで来年の1月からまずは徴収業務をこなして実績を上げて、機構としての明確な役割を関係の納税者の皆さん方に十分理解をいただいた上で、課税業務にも進んでいくというのが望ましいのではないかといたしました。本来4月1日から機構をスタートさせてという考え方もあったわけですが、ありきではいかがなものかということもございまして、十分その辺は今後の議会でもそれぞれの代表、府議会あるいはそれぞれの関係市町から出るわけですが、十分それぞれの組織としては大小あるわけですが、最低1人の議員は出せるという中で32人の定数が定まっておるわけですが、今仰せのとおりさまざまなことも出てこようかと思っておりますが、そういう部分をしっかりと機構の中で整理をしながら進めていくということになると認識をいたしております。

また、滞納整理業務のあり方につきましては先般から説明もさせていただいておりますように、今、私どもがやっておりますのと何ら基本的には変わるものではないと思っております。それをいかに府あるいは私どもの関係、重複するところもあるわけですが、一回で済むようにと、こういうのも非常に効率を求めるばかりではなしに、現実的な部分として十分成果を上げることができるといえることであろうと思っておりますので、強行的にとかそういうこ

とをやろうとして機構を設立しようとしているのではないので、ご理解をいただきたいと思っています。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） もう一点、広域的になりますと、なかなかそういう声が届きにくいといえますか、我々も報告を受けにくく、どこで受けるかということがあるんです。この議会への報告は例えば1年やった実績報告するとか、そういうことはあるのかどうか。改めてそういうものができるということになったら、そこでの一つの機構での取り扱いということになれば京丹波町の住民の方の状況といえますか、そういうものがどういう形にされていくのか。全くそれは関係ないというところで進められるということになるのか、ちょっとお尋ねしておきたい。

それから、これまでと何ら変わることはないんだということと、それから、府と町と別々に行くより一回で行ったら済むんだとこういうことでありますが、滞納されておる方は当然いろんな国保税も含めて滞納が多いということになるわけですが、なかなかそういう方から徴収というのは1回や2回では大変やということもあるんですが、結局その成果を上げようとする、いわゆる滞納処分をしていくとか差押とか、そういうことへおのずと行くと思うんですが、その辺のことが本当に今言われるように慎重に、そして納税者のいろんな事情を十分聞いて対処するということが、これはどこでそれが確認をされておるのかどうか。あくまでも今の話としてはそういうことで来ておるだけで、やはり機構の中でしっかりそういうことが確認されて、文書化されるとか確認事項にあるとかそういうことも私、必要だと思うんです。あわせて、例えば成果が出ないということになると、ほな解散するのかと、こういうことになるんですが、やはり成果を出すためには、やっぱりどんどんそういう強権的なことも起こり得るといふふうに思うんですが、その辺のいわゆるやり方の問題含めて、どのようにされるのかということと、それからやっぱり議会へ状況報告がされるのかどうか。やっぱり一定すべきじゃないかと思うんですが、その辺もあわせて伺っておきます。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 機構のあり方を、いわゆる取り組みの状況を議会にも説明すべきではないかということでもありますけど、その義務化はされていないということでもありますので、時折、全協の中でとか、あるいは予算上にもしっかりあらわれてくることでもありますので、機構がどう今おっしゃったような成果を発揮できているか、当初のもくろみどおり徴収率をアップすることにつながっているか、つながっていないか。つながっていないとすれば、どこに原因があるのか。現状のところでは必ずそのことは共同ですることによって、現実的に

上げることができるというその強い自信だけではないに、現実これまで取り組んできた中で確実にそういうものを見込めるということで、さまざま意見は出たところでございますけれども、まずは徴収業務についてスタートをするための機構ということでありまして、先ほど申し上げましたように課税業務もシステムの関係も統一性あることができると更新時もそれぞれの持ち出し分が少なくなるというメリットも出てくるわけでございますので、十分そうしたものを見ながら進めていくべきだろうというふうに思っております。

○議長（岡本 勇君） 6番、東君。

○6番（東まさ子君） 総務常任委員会でも若干お聞きしてみてもダブるところもあるかもわかりませんが、統合する滞納整理の対象であります、納期限を一定経過した未納案件ということで計画案として上がっております。常任委員会でも聞いていたんですが、相談に応じてまじめに分割納付いか分割払いをされている、そういったものもすべて移行されるのか。

それから職員は、職員派遣は3人ということでありましたが、今この庁舎内には10人ぐらいおっていただきますが、例えば3人派遣をされて、あと、残りの方ということになりますが、どういう状況になるのか。例えば税金の申告時でありますとか大変混雑もするわけですが、そういう関係なんかもあるので庁舎内には何人ほど残ることになるのかどうかということについてお聞きをしておきたいと思っております。

○議長（岡本 勇君） 稲葉税務課長。

○税務課長（稲葉 出君） 最初のご質問にお答えしたいと思います。

どういったものが移管されるのかということでございましたけれども、市町村税なり府税の税目につきまして基本的にはすべての滞納案件を移管するというところでございます。そして納期限を一定経過した未納案件を対象にする。ただし、消滅時効等ですとか現在分納中の口座振替分とかいったものは除くとかそういうことになっておりまして、今後そういったこともありますので一定詳細につきましては整理が行われていくということでございます。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） 職員の派遣の関係でございますが、これは組織全体の中で3名という考え方でございます。

○議長（岡本 勇君） 6番、東君。

○6番（東まさ子君） 効率化ということで職員のそういう数も8割に削減されるというふうなことでありましたが、庁舎内にはそうしたらその分については減らされるということになってくるのかどうか。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） 3名は派遣するということですので、現実的には3名分は職員の中から減るとするのは事実になります。

○議長（岡本 勇君） 6番、東君。

○6番（東まさ子君） それは減るわけではありますが、庁舎内にその業務、課税、収納とかそういう部分は残りますので、そういう仕事をしていただくのに3名は派遣されて、その分は減るということではありますが、庁舎内には何人ほど残って業務をされるということになるのかどうかということをお聞きしているのではありません。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） さきに申し上げましたように、その点については組織として考えていきたいということでございます。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

6番、東君。

○6番（東まさ子君） それでは、ただいま提案されております議案第69号 京都地方税機構の設置について反対の立場から討論を行います。

今回提案されているのは地方税及び国民健康保険料の滞納整理及び地方税の税額を共同で算定するために京都府と京都市を除くほか25市町村で京都地方税機構という広域連合をつくるものであります。

まず、今回の税の共同化を行うための地方税機構という広域連合は府と市町村が自主的に設置をしようとするものであり町にとって、とりわけ住民の暮らしにとってどうか大きく問われる問題であります。

1点目として、事前に住民の意見を聞かず、事を決めてから周知徹底で済まそうというやり方、これは住民が納得できる進め方ではなく、認めることはできません。

また、2点目、先日の本町の事業所実態調査でも人員削減の事業所が11事業所あると報告されました。町外の企業の派遣切りに遭った住民もあり、経営も住民生活も大変厳しい状況であります。農家の経営も資材は高騰するが米価は下がる一方であり所得が減少、さらに獣害被害などで大変厳しい状況であります。ところが、こういう実態とは関係なしに必要な財源は受益者負担との考えのもと、国保税は大幅に引き上げとなりました。国保加入者の所得に占める割合から見ても負担能力を超える課税による滞納の増加が予測できます。負担税力や経済状況の急激な悪化を考慮せず、滞納は税の公平に反すると住民の暮らしの見えないと

ころで税機構の職員さんによって強権的に税の徴収がされれば、憲法で保障されている最低限の生活さえ脅かされることになっていきます。納税者の暮らしや権利よりも徴収率向上を第一にした方向へ進むことは問題であると思います。

第3に、住民の暮らしを守るのが自治体の役割であります。今回の税務の共同化で徴収業務が切り離された場合、国保税や保育料など滞納している場合、税の徴収はできても国保税や保育料の滞納が増えて、資格証明書の発行や保育を受けられないことがあってはなりません。今、本町も国保税を払えない世帯に対して面談など、きめ細かな対応で実態把握に努力してもらっているところでもあります。それは医療を受けることが制約される事態を招くからであります。税機構にこれらのことができるとは思えません。滞納整理は課税金により発生した税の強行執行を伴う徴税であります。法律に基づいて厳格に執行されなくてはなりません。課税団体以外の外部の組織に滞納整理といえども行わせることはできないことは明らかであります。広域連合は課税団体ではありません。

また、住民にとってはどうかということでもあります。税の相談に行くにしても事務所は遠くなり、また、本町の窓口の担当課も効率化ということで減らされることとなります。まじめに分納をしてきた納税者にとりましても、これまで相談に応じて粘り強く住民と身近に接しながら行政に対する理解も含めて、お互いの信頼関係がつけられてきたところでもあります。この税機構への移行は住民にとってメリットがはっきりしない、このことも指摘をいたしまして、今回の税機構の設置についての反対討論といたします。

以上です。

○議長（岡本 勇君） 14番、野口君。

○14番（野口久之君） 議案第69号 京都地方税機構の設置について、賛成の立場から討論を行います。

税源移譲等によりますます地方税の比重が高まる中、地方分権の推進に向け自主財源である税収を安定的に確保するためには地方税務執行体制の強化と効率化は避けて通れない課題となっております。この間、税担当部局では合併以来、税務システムの整備をはじめとしてさまざまな工夫を凝らし、税収確保に努められてきたところでもあります。しかしながら、個々の市町村における徴収体制の強化や効率化にはおのずと限界があることも事実であります。

京都地方税機構の設置は共同化という手法をとることによりスケールメリットを生かし、コスト削減をとりながら税収確保を図ろうとされるのであります。京都府と府内25市町村とで昨年4月に共同化組織設立準備委員会が設置され、精力的な事務が行われ、ここに広域

連合京都地方税機構の設置という形で一定の結論が出されたところであります。当面は納税整理を中心とした組織からスタートされるわけではありますが、市町村が抱えるさまざまな課題が打開するとともに納税者の利便性の向上を図り、信頼される税務行政を確立させていく上で画期的な取り組みとして大きな期待を寄せるものであります。

最後に、共同化によって一日も早く税業務が開始されるとともに、万全の執行体制のもと円滑な業務遂行が図られることをお願いし、賛成の討論といたします。

○議長（岡本 勇君） これで討論を終結します。

これより、議案第69号を採決いたします。

議案第69号 京都地方税機構の設置について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（多数 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手多数であります。

よって、議案第69号は、原案のとおり可決されました。

《日程第8、議案第70号 京都府市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び京都府市町村職員退職手当組合同約の変更について》

○議長（岡本 勇君） 日程第8、議案第70号 京都府市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び京都府市町村職員退職手当組合同約の変更についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより、議案第70号を採決します。

議案第70号 京都府市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び京都府市町村職員退職手当組合同約の変更について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第70号は、原案のとおり可決されました。

《日程第9、議案第71号 京都府市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団

体の数の増加及び京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について》

- 議長（岡本 勇君） 日程第 9、議案第 7 1 号 京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

これをもって、質疑を終結します。

討論を省略します。

これより、議案第 7 1 号を採決します。

議案第 7 1 号 京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

- 議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第 7 1 号は、原案のとおり可決されました。

《日程第 10、議案第 7 2 号 京丹波町桧山財産区有地の処分について》

- 議長（岡本 勇君） 日程第 10、議案第 7 2 号 京丹波町桧山財産区有地の処分についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

10 番、山田君。

- 10 番（山田 均君） ちょっと一点だけお尋ねをしておきたいと思うんですが、これは土地の処分ということになっておりますので当然ここには出ないわけでございますけど、これ、山林でございますので当然上に立木があるということになるんですが、こういう道路の改築事業の場合の補償というのは、今、土地は平米 2,000 円ということで聞いておるんですが、山林の場合の補償というのも当然あるかと思うんですけれども、今回の場合はどのような扱いになるのか伺っておきたいと思っております。

- 議長（岡本 勇君） 野村瑞穂支所長。

- 瑞穂支所長（野村雅浩君） 立木関係の補償分でございますが、今回は全部が貸付地であります。その関係上、地上権分につきましては使用者、井脇区の取得する部分であります。今回 5 筆と貸付地、井脇区との間で土地開発公社と使用者の契約となります。その関係上、予算上も上げておりませんし、一たん財産区へは受け入れとしませんので、直接払いという形

になりますので、今回、私の方で立木の物件数と金額につきましても、こちらの方では把握しておりませんし、教えてもらえないという形になっております。なお、参考でありますけれども、立木補償の放棄という形は聞いておりませんので、地元との補償費支払いという形のことを聞いております。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第72号を採決します。

議案第72号 京丹波町桧山財産区有地の処分について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第72号は、原案のとおり可決されました。

《日程第11、議案第73号 平成21年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）》

○議長（岡本 勇君） 日程第11、議案第73号 平成21年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） 1件お尋ねしておきたいと思うんですが、畜産業費の農業機械の導入補助金ということで国の補助を受けて、そのまま丹波ユーキと酪農家で組織されているところがそれを受け入れて、いわゆる飼料イネの取り組みの中でそういう機械ということを知っているんですが、今後ともそういう飼料イネを取り組んでいこうということであれば当然、この機械をどこが持つかということも非常に検討されたと思うんですけれども、今回この丹波ユーキというのが機械を持ってやろうということに聞いておるんですけれども、この辺は一時的ということではなしに今後続けていこうということになれば、例えば農業公社のようなところが機械を持ってやっていくというのも一つのあり方ではないかと思うんですけれども、そういう考え方や検討はされたのか伺っておきたいと思っております。

○議長（岡本 勇君） 久木産業振興課長。

○産業振興課長（久木寿一君） 今回の機械導入につきましては丹波ユーキの方が購入をするということになっております。丹波地区におきましては丹波ふるさと公社がございますので、その公社とのオペレーター委託というのも考えておられるようでして、そういった中で連携をされて事業を進められるということを知っております。それから、瑞穂地区におきましては瑞穂町農業公社が進めていくということで聞いております。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 2分の1ということになりますので当然2分の1は丹波ユーキが持つということになりますので、経営的に収支を考えれば、やっぱりそれだけ支出をして、そして飼料イネを活用していくということになるんですけど、当然このメリットというものがなければ進まないということになるんですけど、当然、えさ代の問題とかそういうことも当然あるかと思っておりますけれども、本来、町が進めていくと、この飼料イネなんかをいわゆる荒廃農地解消とか有効利用とかいうことでやるとすれば当然、片方のいわゆる刈り取った飼料イネを使っただけというのとは当然なんですけど、その間に農業公社なんかを入れて機械の活用といいますか、運用をそこがやっていく。そして農家にも面積拡大を呼びかけていくという方法の方がいいのではないかと思うんですけど、今回の場合でしたらもちろん丹波ユーキと農家との関係というのが非常に強まっていますので、やはり将来的に規模を増やしていくということを考えれば、やっぱりそういうやり方が必要ではないかと思うんですけども、そういう考え方がなかったのかどうか。そういうことも考えたけれども最終的にこういう方向になったということなのか。ちょっとその点だけ伺っておきます。

○議長（岡本 勇君） 久木産業振興課長。

○産業振興課長（久木寿一君） 今回の場合は耕作農家と畜産農家との関係の中で耕畜連携ということで進められておまして、今後におきましては議員仰せのとおり農業公社のかかわりも含めて検討されるべきではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 6番、東君。

○6番（東まさ子君） 会計ですが、受益者負担という、これ、当面は財政調整基金を繰り入れてあれているんですか、その2分の1というのは。受益者負担の2分の1というのは、事業費の2分の1は受益者負担ということですが、この受益者負担のその負担金というのは当面はあれですか、調整基金でいうことですか。

○議長（岡本 勇君） 久木産業振興課長。

○産業振興課長（久木寿一君） 事項別明細書の歳入の最終面から1ページ手前の3ページになりますが、農林水産業府補助金の630万を受けまして、最終面の最後でございますが、機械導入補助金630万円を支出するというので、いわゆるトンネル補助ということになっておまして、町の負担は一切なしということになっております。

以上です。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第73号を採決いたします。

議案第73号 平成21年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第73号は、原案のとおり可決されました。

《日程第12、議案第74号 平成21年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第1号）について》

○議長（岡本 勇君） 日程第12、議案第74号 平成21年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） ちょっと1点お尋ねしておきたいんですが、歳出で直営林の新植作業の委託料というのがありまして、松のいわゆる松くい虫に強い苗を無償提供を受けて植栽をするという説明があったと思うんですが、当然こういう丹波の地域でそういう取り組みは大事かと思うんですが、なかなかその結果といいますか、成果が出るというのはなかなか時間もかかるわけでございますけれども、これは年次的にやろうということなのか、あくまでも一時的なものとして一遍やってみようということなのか。また、面積的にはどれぐらいの面積を計画されておるのか。ちょっとそういう取り組みの経過とか今後の計画があればお尋ねしておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 野村瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（野村雅浩君） 今のご質問であります、議案での説明もしましたように、京都府林業試験場よりマツノザイセンチュウ抵抗性松という抵抗性のあるアカマツを新植する計画をされておるんですけれども、今回、一時いいますか今回様子を見て、状況によっては今後そういう形で新植面積を増やしていくとも聞いておりますけれども、今のところ、この箇所のみ計画をされておると聞いております。ちなみに、平米数でありますけれども、試験地としまして約5,000平米を計画しておるということを聞いております。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第74号を採決します。

議案第74号 平成21年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第1号）、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第74号は、原案のとおり可決されました。

《日程第13、議案第75号 平成20年度（繰越）中学校施設耐震改修事業 京丹波町立和知中学校耐震補強工事請負契約について》

○議長（岡本 勇君） 日程第13、議案第75号 平成20年度（繰越）中学校施設耐震改修事業 京丹波町立和知中学校耐震補強工事請負契約についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

松原町長。

○町長（松原茂樹君） それでは早速でございますが、本日追加提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第75号 平成20年度（繰越）中学校施設耐震改修事業 京丹波町立和知中学校耐震補強工事請負契約についてであります、今藤・樹山特定建設工事共同企業体と1億8,888万4,500円で契約を締結することについて議会の議決をお願いしております。

工事の概要につきましては、校舎等の耐震改修工事や大規模改修工事等を行うものであります。工期は平成22年1月20日までといたしております。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議賜りまして

原案にご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 補足説明を担当課長から求めます。

野間教育次長。

○教育次長（野間広和君） 町長から追加提案のありました議案第75号 平成20年度（繰越）中学校施設耐震改修事業 京丹波町立和知中学校耐震補強工事請負契約につきまして補足説明をさせていただきます。

- 1 工 事 名 平成20年度（繰越）中学校施設耐震改修事業 京丹波町立和知中学校耐震補強工事
- 2 契 約 金 額 1億8,888万4,500円
- 3 契約の相手方 京都府船井郡京丹波町蒲生蒲生野142番地2  
今藤・樹山特定建設工事共同企業体  
代表 株式会社今藤建設 代表取締役 今藤安男
- 4 契約の方法 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による一般競争入札
- 5 契約履行場所 京都府船井郡京丹波町市場地内
- 6 契約期間 議会の議決を得た日から平成22年1月20日まで

和知中学校耐震診断結果につきましては、平成18年度において校舎の管理棟がI S値0.45、教室等がI S値0.49、体育館がI S値0.63の判定結果が出され、平成20年度に実施設計を行い、耐震改修工事を行うものです。

その工事概要につきましては、添付させていただいております資料によりご説明させていただきますので、次ページをお願いいたします。

管理棟、教室棟を含めて校舎として明示をしておりますのでご理解をください。

鉄骨ブレースを校舎に10面行い、耐力の増加と粘り強さの向上を図るもので、箇所は図面の2ページ、3ページ、5ページの赤塗りの部分とさせていただいております。

炭素繊維シートは校舎に23カ所行い、粘り強さを確保するもので、2ページ、3ページ、4ページの青塗りの部分でございます。

R C壁の造設は地震時の耐力を増すもので、校舎に4面、体育館に5面となり、2、3ページの黄色塗り部分となっております。

耐震スリットは校舎に12カ所、体育館に3カ所行い、粘り強さの向上を図るもので、3ページの緑色部分でございます。

水平ブレース22面及び火打ちはり2面を体育館に造設し、各柱に力が均等に分散するよ

うに補強するもので、3ページ体育館平面図の赤塗り部分と黄緑部分となっております。

以上、わかりにくい説明となりましたがご審議いただき、ご議決賜りますようによろしく  
お願いをいたします。

○議長（岡本 勇君） 以上、説明のとおりであります。

これより議案第75号の質疑を行います。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） 今、工事の概要の説明をいただいて1ページで、いわゆる鉄骨のブ  
レース、校舎棟の箇所ページの2ページ、3ページ、5ページとこういう説明あったんで  
すが、これで見せていただいたら1階の部分としては7つで、そして3ページには3カ所で  
10カ所なんです、この5ページの校舎の体育館に赤が入るとのやけど、これ、どこかと  
重なるとの分がないと数がちょっと合わへんのですが、さっきの説明では2ページと3ペー  
ジと5ページと言われたので、ちょっと横から見たやつがどこに兼ね合いになつとるのか、  
ちょっとお尋ねしておきたいと思うんですが。

○議長（岡本 勇君） 野間教育次長。

○教育次長（野間広和君） 2ページ、3ページにつきましては表示をさせていただいており  
ますように平面図でございまして、5ページは立面図という形になっておりますので、立面  
図の方にこのブレースのどういったものやということで、漢字で言う「入る」とか「人」の  
ような、これをブレースという形で見えるように明示をさせていただいたということでご理  
解をください。箇所数に変わりはありません。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 今回提案になっております工事、耐震補強なんです、1億8,8  
00万という大きな大規模工事ということになると思うんですけれども、当然この授業をし  
ながら補強ということにもなると思うんですけれども、具体的にはこの夏休みを利用する  
ということは当然あろうかと思うんですけれども、それだけではなかなか日数的に足りない  
んじゃないかと思うんですけれども、具体的にはどういように授業に差し支えないように当  
然されると思うんですが、計画をされておるのか、予定されておるのか、その点伺って  
おきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 野間教育次長。

○教育次長（野間広和君） 工事につきましては以前も申し上げておりましたように主に教室  
部分につきましては、内部につきましては夏休みで済ませていきたいなど。ただ、9月に入る  
こともございますので、その辺のところは安全を確保しながらの工事ということで取り組んで

まいりたいというふうに思っております。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） もう一点お尋ねしておきたいと思うんですが、今回耐震補強ということで特殊な工事というのも当然あるんじゃないかと思うんですが、今回契約の相手方というのは町内の業者ということになるんですが、共同企業体ということなんですが、こういうような学校の耐震補強の工事を落札された今藤・樹山建設さんとしては、いわゆる主な内容のものを下請に出して、いうたら現場監督だけということではないと思うんですが、その辺は当然、落札された業者が当然責任を持つということなんですが、余りにも大半をいわゆる下請ということになったら専門の業者が当然やるべきやという部分もあると思うんですが、その辺のちょっと考え方と工事そのものはどういう形なのか伺っておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 山田管理課長。

○管理課長（山田洋之君） ただいまのご質問ですけれども、地元同士の共同企業体ということで落札されたわけですけれども大規模な工事でもありますし、また、いろいろ工種が含まれた工事であります。工事の進め方としましては、やはり専門的なところにつきましては下請されるというふうには想像はしておりますけれども、一括下請は禁止をされておりますので、今藤建設さんにつきましては実質的に工事にかかわっていただくということは変わりございません。必須科目としましては全体の工事施工計画の作成ですとか出来高、品質管理、完成検査、安全管理、下請業者の指導監督ということで、実質的にそれぞれかかわっていただけるものというふうに考えております。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第75号を採決します。

議案第75号 平成20年度（繰越）中学校施設耐震改修事業 京丹波町立和知中学校耐震補強工事請負契約について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第75号は、原案のとおり可決されました。

《日程第14、請願第1号 納税緩和措置の積極的活用と「京都地方税機構」への拙速な議決ではなく十分な説明・審議を求める請願書》

○議長（岡本 勇君） 日程第14、請願第1号 納税緩和措置の積極的活用と「京都地方税機構」への拙速な議決ではなく十分な説明・審議を求める請願書を議題といたします。

付託委員会における審査の経過と結果について、委員長に報告を求めます。

野口委員長。

○14番（野口久之君） それでは、平成21年6月18日に総務文教常任委員会を開催いたしまして、請願審査報告をいたします。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

受理番号は第1号、付託年月日 平成21年6月8日、件名 納税緩和措置の積極的活用と「京都地方税機構」への拙速な議決ではなく十分な説明・審議を求める請願書でございます。

審査の結果、不採択といたします。

この内容につきましては質問もあろうかと思えますけれども、先に報告を申し上げますが、請願の趣旨といたしましては納税緩和措置を積極的に講じること。京都地方税機構への参加における拙速な議決を行わずに、議会の審査と住民への事前説明をというものでございまして、出された意見といたしましては、京都地方税機構に加入しても分納などの相談窓口をこれまで同様設置し、気軽に相談できる体制をとることは今後においても大切であると。しかしながら、納税の義務は憲法で定められており、遵守することが基本であるといったことから緩和措置をとることにしても、その辺の線引きが非常に難しいといういろいろな意見がございました。しかし、町税の収入が町財政に与える影響は大きく、これまで徴収率の向上を求めてきましたけれども、なかなか上がらないという経過もございまして、税の共同化は必要であると考えるところでございます。十分議論を重ねた上で、最終的に当委員会で採決をとったところ賛成少数反対多数ということで不採択となったところでございます。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 以上、報告のとおりであります。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） 請願の内容について委員会で議論されたということなんですが、特に今回提案になっておりますこの京都地方税機構に参加していくということで、そういう方

向が示されておるんですが、それに伴ういわゆるどういう形で住民に対して、なるんだという説明というものが必要だと。ぜひそういうことをやってほしいと、こういうことが決めるまでをお願いしたいというのがこの請願の一つであったんですが、その辺についてはどのように議論されたのか。当然議会として住民に対して行政側がちゃんと説明する責任もあろうかと思うんですけれども、その辺についての調査とか研究とか、どういうようにされたのか伺っておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 野口委員長。

○14番（野口久之君） その件につきましても、これは設立準備委員会というのがございまして、その設立委員会の方といたしましても来年の1月からスタートするというので、それまでに各説明を十分するということが出されておりますので、それを期待をしておるところでございます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 折しも今、町政懇談会もやられておるんですけど、当然そういうところで説明をされたり、やっぱり住民に対して、こうなるんだということが私は必要だと思うんですけれども、その辺のことについては議論をされたのか。当然議会としても委員会としても理事者に要請をするとか、そういうことがあったのかどうか。

また、もう一つ、当然分納とか気軽に相談できるというようなことも今までと変わらないということもあったんですが、ご承知のように機構ができますと、その事務所というのはこの地域では亀岡の保健所（跡地では？）が予定をされておるわけです。ですから、そこまで行くということになりますと本当に高齢化が進んでいる中でわざわざ行けない。課長の説明では、場合によっては町まで来ていただくんだという話もありましたけど、できるだけやはり支所まで行くとか、きめ細かくやるということがやはり本当に大事ですし、徴収率を上げていく、徴収業務をやっぱりやっていく上でも非常に大事だと思うんですけれども、その辺のことについてもやはり十分議論がされたのか。また、やっぱりそういうことをもっと必要だということで委員会としても提言をされておるのかどうか。その辺も伺っておきます。

○議長（岡本 勇君） 野口委員長。

○14番（野口久之君） そういった点も話は出ておりましたけれども、どちらにいたしましても分納にしても窓口の方に相談に来ていただくということもございまして、やっぱり今までのような対策をとりながら徴収に頑張っていたいただいていたわけですが、一方で一向に、なかなか上がらないということからこういう措置をとられたというふうに思うんですけれども、この拙速にいたしましても、やっぱりそれぞれ十分な説明はしてもらえらるだろう

というふうに思っております。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

5番、今西君。

○5番（今西孝司君） 私は、ただいま上程をされている請願 納税緩和措置の積極的活用と「京都地方税機構へ」の拙速な議決ではなく十分な説明・審議を求める請願書の可決を求める立場で討論を行います。

私がこの請願書に紹介議員として署名を行ったことに対し、下山グリーンハイツ地域の一部の人から、何や今西は共産党を除名されておきながら、また共産党になびいているのかという批判の声が上がっていると忠告をしてくれた人がありましたが、私は一切共産党になびいているつもりはありませんし、だれに対してでもはっきり物を言っているつもりであります。共産党になびいていると受けとめられることは心外であります。

もともとのこの請願書は京建労としても提出をするはずでしたが、民商の方からも提出をするということで、同じ内容の請願を2つの組織から提出するより共同で出そうということになり、話し合いで調整をした結果、このたびは民商が請願文を作成し、京建労船井支部長である私は議員の立場として紹介議員に名前を連ねたということであります。共産党議員団の方へは民商の方から依頼があったものだと思います。京建労事務局の方からは、そのことについては何も聞いておりません。

請願の趣旨については請願文書表に書いてあるとおりでありますが、税の共同化に真っ向から反対するものではありませんし、私はこれまでから申し上げてきましたように、税を払える人と払えない人の境目というのは明らかにはできないものと考えております。本当に払えないのか、払えるのに払わないのか、それは第三者によって明らかにされていく必要があると思いますし、払えるのに払わない人に対してはそれなりのペナルティが科せられるべきだと思っております。

苦しい生活をしている人が食うものも十分に食わないで税金を納めている人もいます。かと思えば、高級車を乗り回しながら税金を納めないばかりか、生活保護を受けている人もいます。このような矛盾をなくすために税の共同徴収が行われるのであれば、それはそれなりの道理もあると思います。しかし、聞くところによると、同じ町内の滞納家庭から徴収がしにくいので職員は出身地以外の他市町の徴収に回ると聞きますが、徴収に出向いた職員が蓄えてあったお産の費用までも差し押さえてきたということが他県ではあったと聞き

ます。批判を浴びているということでもありました。これではサラ金の取り立て屋と何ら変わるものではありませんし、とても行政の行うことだとは思えません。

まず、ここで私たちが求めていることは、余り拙速にならず、十分時間をかけて住民に周知徹底を図るべきだということ。それとともに納税意識の向上を図るために住民に対して、その説明会の開催を行うことを求めるものであります。

以上、私の思いを述べて討論といたします。

○議長（岡本 勇君） ちょっと前後しましたので申しわけないです。賛成の方を先に行きましたので、本来なら反対が先で賛成ということになるんですけども、ちょっと順序を間違えてまして恐縮でございます。本来は先、反対の方が討論をするということが出ていますので、これまでやっています。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時37分

再開 午前11時39分

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、順序が逆になりましたけれども、それでは、8番、横山君。

○8番（横山 勲君） それでは、私は、ただいま請願第1号 納税緩和措置の積極的活用と「京都地方税機構へ」の拙速な議決ではなく十分な説明・審議を求める請願書に係ります委員長報告に賛成の立場で討論をいたします。

税は最も公正・公平な課税と納税者は、これらの税について納めなければならない義務が課せられておるわけでありまして。19年度末では、町民税、固定資産税、軽自動車税の収納率は86.42%と低く、収入未済額も2億7,594万6,000円近くが、また不納欠損額も385万4,000円が計上されております。加えて、国保特別会計でも1億900万円近くの収入未済額に加え、これも不納欠損額が74万7,000円計上されております。さらに、20年度分についてはまだ公表がされておりませんが、徴収率も82%台に大きく落ち込むのではないかとお聞きをいたしており、合併以降毎年、滞納が増え続けている状況でございます。しかも、決算書で何う限りでは、固定資産税をはじめとして高額な未収が発生している状況が伺えますが、一般の町民納税者の思いはいかがでありましょうか。

今回、京都府下25市町村が共同して地方税及び国保税について納税者の利便性の向上と滞納者対応の向上を図り滞納整理を実現するとあわせ、賦課徴収事務に係ります研修だとか相談機能及び支援、並びに電算システムの整備に係ります京都地方税機構広域連合が開設に当たり、私は一日も早い参加賛成をするものであります。広域連合では徴収コストの圧縮を

はじめ納税者利便性の向上、課税調査能力の向上などにより徴収率の目標を98%に据えるなど積極的な数字目標も掲げております。それらに期待いたしまして、請願に対します委員長報告のとおり不採択の討論の賛成といたします。

○議長（岡本 勇君） 6番、東君。

○6番（東まさ子君） それでは、納税緩和措置の積極的活用と「京都地方税機構」への拙速な議決ではなく十分な説明・審議を求める請願は総務常任委員会に付託され採決の結果、不採択との委員長報告でありましたので、私は委員長報告に反対の立場で討論を行います。

京都府が府内の25市町村と共同で一般税と国保税の断固たる滞納処分の実施を掲げて府税と町税の税務の共同化のための京都地方税機構をつくることについて今回、船井北桑田民主商工会から、第一に必死に納税の努力を行いつつも、税金滞納を余儀なくされている住民に対し丁寧な対応を事情をよく聞き、実情に即した納税緩和措置を積極的に講じてください。

2つ目に、課税と徴収を一元化する京都地方税機構への参加は、住民への丁寧な対応と納税緩和措置の適用を困難にするおそれが非常に強い。したがって、京都地方税機構への拙速な議決を行わず、議会での十分な審議と住民への事前説明を積極的に行っていただきたいとする請願が提出をされました。

不況のもとで必死の努力をしつつも税金や国保税を払い切れない納税者は、さらに今後増加していくことが予想されます。憲法30条は、国民は法律の定めるところにより納税の義務を負うとしており、地方税法により権利としての納税の猶予や換価の猶予や滞納処分の執行停止などが定められているところです。本町でも相談の中で分納を決めて頑張っておられる方がありますが、税務共同化になればどうなるのでしょうか。差押に切りかえていくことになるのではないのでしょうか。

今、暮らしが厳しく、貧困から抜け出せない状況があります。本町の実態調査でも町内事業所の11事業所では雇用の削減がされたと報告がありました。また、国保税はこうした厳しい雇用情勢、収入減の中でも大幅値上げがされたところでもあります。今以上に負担が大変になり、一層滞納を生むことが予想されます。自治体の窓口の職員が減らされ地方税機構は税の徴収をするだけで、町民の福祉サービスとの連携がとれず冷たい対応になってしまわないか心配であります。現に他府県では生存権を無視した差押によって心中とかそういう事例が示されております。

重要なのは納税資力の問題であります。強制処分の前に、まず滞納者の個別事情を十分調査し、その上に立って滞納者個々の実情に即した滞納整理、徴収を行うように、この請願は

求めております。税は国民の義務である一方、その適正さや執行ぶりが問われ、納得をいただく必要があるものであります。そういった面では何よりも住民への説明が必要であります。決めてから報告するのではなく、事前に説明をという趣旨は協働のまちづくりにも共通するものであり、行政を運営していく基本であることを指摘をして反対討論とします。

○議長（岡本 勇君） これで討論を終結します。

これより、請願第1号を採決します。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。この請願は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（多数 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手多数であります。

よって、請願第1号は、委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

《日程第15、議員定数等検討特別委員会中間報告》

○議長（岡本 勇君） 日程第15、議員定数等検討特別委員会中間報告の件を議題といたします。

議員定数等検討特別委員会から中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りします。

本件は、申し出のとおり報告を受けることにしたいと思います。

ご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

よって、議員定数等検討特別委員会中間報告を受けることに決定しました。

議員定数等検討特別委員長の発言を許可します。

小田議員定数等検討特別委員会委員長。

○7番（小田耕治君） それでは、ただいまより議員定数等検討特別委員会中間報告をさせていただきます。

「議会の活性化や住民の意思を反映するための議員定数等について検討すること」を目的として、平成20年12月定例会で議員定数等検討特別委員会が設置されました。以降、幹事会を8回、特別委員会を4回開催し、今日までの議会運営や議員活動を評価し、求められている議会の活性化や住民の意思を行政に反映するための議員定数等について調査・検討を進めてきました。

進め方としては、まず、最初に今日までの議会運営や議員活動を評価し問題点や課題を抽出するためにフリートークングを行い、その中から検討項目を絞り込み、議員定数、常任委員会の運営、議員報酬、政務調査費、議会運営、会派、議会と執行部、議会の活性化の8項目について検討することとし、各項目について近隣市町村や先進地の状況などを調査しながら検討を重ねてきたところであります。

議員定数については現状の18人が適当とする意見と減数すべきという意見があり、減数した場合の議会運営、常任委員会の構成などについても議論を深めていきましたが、意見の一致は見られませんでした。

現状の18人が適当とする意見の主なものは、(1)旧町間の均衡ある発展、協働のまちづくり、住民自治のまちづくりを目指しているので、今後4年間で重要になってくる。議員数を減らすことが改革ではなく、議員活動が活発にできるようにすることが議会改革である。議員の守備範囲も広がっており、もう一期は18人とすべきである。

(2)合併協議で議員定数18人が決められた背景には、「議会運営は3常任委員会を設置し、1常任委員会に6人程度が適当」との判断もあり、常任委員会の運営を考えると現状の18人がよい。

(3)チェック、牽制機能など、議会・議員の役割を十分果たすためにも18人が適当である。

(4)国会議員や府会議員と違い、住民にとって一番身近な議員である。少しでも多くの住民意見を聞くためにも18人は決して多い人数ではなく、現状定数でよい。

一方、減数すべきであるという意見については、(1)2年目に2人の欠員が生じ、実質16人(20年8月からは15人)で議会運営をしてきたという事実があり、14人から16人で運営可能である。

行財政改革の必要性から町民に辛抱をお願いしている部分が多くあり、また、職員定数の適正化などによる人件費の抑制にも取り組んでいる。議員自らも最低2人減を示すとともに人件費を抑制する必要がある。

(3)近隣市町村の状況は減数の方向(南丹市も減数の方向)であり、時代の流れや町民の意向を反映して定数を減らすべきである。

定数を減らしても自治法の改正により、常任委員会への複数所属が可能になった。

などが主なものでありました。

幹事会7回、特別委員会3回の開催により、ほぼ意見も出尽くし、第7回幹事会での議論を報告した6月12日開催の第4回特別委員会では、「現状どおり定数を18人」という意

見と「定数を減らし16人」という意見に集約されました。

私たち議員の任期も残すところ数カ月となり、議員定数については、この時期に結論を出さなければならない項目でもあり、第4回特別委員会での採決の結果、賛成多数で「議員定数を16人とすること」を特別委員会の検討結果として結論づけしました。

今後も引き続き、議員定数等検討特別委員会で残された検討項目について調査・検討を進めていくこととし、当委員会の中間報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 以上で報告を終わります。

《日程第16、発議第2号 京丹波町議会議員の定数を定める条例の制定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第16、発議第2号 京丹波町議会議員の定数を定める条例の制定についてを議題といたします。

本件について提出者の説明を求めます。

7番、小田君。

○7番（小田耕治君） それでは、発議第2号 京丹波町議会議員の定数を定める条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

平成17年10月11日、丹波町、瑞穂町、和知町が合併し、議員定数18人で発足した京丹波町議会も3年半が経過しようとしています。今日まで合併直後のさまざまな課題に取り組んできましたが、私たち議員の任期も残り半年となりました。

今日までの議会運営や議員活動を評価し求められている議会の活性化や住民の意思を行政に反映するため、議員定数等検討特別委員会が平成20年12月定例会で設置され、以降、議員定数についてもいろいろな角度から調査・検討が進められてきました。その経緯、結果については議員定数等検討特別委員会中間報告のとおりであり、現状18人の議員定数を2名減らし、16人とすることが適当とする意見が多数を占めました。

その主な理由は、2年目には2人の欠員が生じ実質16人、平成20年8月からは15人で議会運営をしてきたという事実があり、16人で運営可能である。行政改革の必要性から町民に辛抱をお願いしている部分が多くあり、また、職員定数の適正化などによる人件費の抑制にも取り組んでいる。議員自らも最低2人減を示すとともに人件費を抑制する必要がある。近隣市町村の状況は減数の方向、南丹市も減数の方向であり、時代の流れや町民の意向を反映して定数を減らすべきである。定数を減らしても自治法の改正により議員の常任委員会への複数所属が可能になった。などでありました。

議員定数等検討特別委員会での検討結果を踏まえ、議員定数18人を2人減員し、次に実施される選挙から議員定数を16人にする条例の制定を提案するものであります。

それでは、議案書を読み上げて提案理由の説明とさせていただきます。

発議第2号 平成21年6月18日

京丹波町議会議長 岡本 勇様

提出者 京丹波町議会議員 小田耕治

賛成者 同じく畠中 勉、野口久之、野間和幸

京丹波町議会議員の定数を定める条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案の理由

合併により合併前と比較し大幅な議員定数の減となったが、議員自ら痛みを伴う改革を行うことで、より一層住民に行財政改革への理解を求めるため議員定数を2人減の16人とする条例の制定を行うもの。

京丹波町議会議員の定数を定める条例

京丹波町議会議員の定数を定める条例を次のように制定する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定により京丹波町議会委員の定数は16人とする。

附則 この条例は、公布の日から施行し、施行日の以降初めて、その期日を告示される一般選挙から適用する。

以上でございます。ご賛同いただきますようによろしくお願いいたします。

○議長（岡本 勇君） 以上、説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） 提出者にお尋ねをしたいと思うんですが、提案理由の中にあります「議員自ら痛みを伴う改革を行うこと」と「より一層住民に行政改革への理解を求めるため」とこうなっておるんですが、議員定数というのは議員自らがもちろん議会で決めるわけですから当然決めるわけでございますけれども、本来議員は住民の代表でございますから住民に痛みを伴うということが本来の考え方、立場ではないかと。議員の置かれておる立場からいくとそういうことじゃないかと思うんですが、あわせて住民に行政改革への理解を求めるということになっとるんですが、本来行政改革というのは住民にとってプラスになるのが

本来行政改革だと思うんですが、その辺の考え方はどうなのかお尋ねしておきたいと思いません。

○議長（岡本 勇君） 7番、小田委員長。

○7番（小田耕治君） 議員自らの痛みということで質問があったわけですが、当然ながら議員定数が多く、たくさんの議員がおれば、それぞれ住民の意見を聞く機会も幅広く持てるわけですが、今現在本町が置かれている財政状況等を勘案しますと、当然現行の人数の中で、どうして住民の意見をしっかりと聞いていくかということになるというふうに思います。したがって、この痛みというのは当然議員自らも今まで以上に積極的に議員活動なり議会活動をして住民の意見を吸い上げ、それを行政運営なりに反映していくような活動を今以上に積極的に進めていくというような中身で義務として申し上げたわけですが。

なお、住民側の立場でのその行財政改革は、住民側に立って行財政改革と言うべきという話ですが、現実には非常に厳しい財政状況の中では、お互いにその財政状況について認識をして、やはり改革をしていく必要があるという認識をしております。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

3番、山内君。

○3番（山内武夫君） それでは、ただいま上程になりました京丹波町議会議員の定数を定める条例の制定につきまして、私は反対の立場で討論を行いたいというふうに思っております。

言うまでもなく議員の役割は町民を代表してその声を町政に反映し、町の施策をチェックすることにあります。合併協議の中でも広域化した京丹波町にあって住民要望もさまざまあり、町域の均衡ある発展という観点からも18名が適正であるとの判断がなされております。また、合併により46名の議員が現在18名となっておりますけれども、片や面積や人口は3倍というふうな状況であります。山村僻地の広大な地域で今、議員減らすことは住民要望に耳を閉ざすことになるのではないのでしょうか。

今日の厳しい経済状況のもと、リストラで職を失い、医療費も上がる。一方では、年金は年々減ってくる。このような状況の中で町民の中からは、一体議員は何をやっているのか、役に立たない議員は一人でも少ない方がよいとの考えもあるようでして、そういう中から議員定数を削減すべきとの声があるのも事実でございます。しかしながら、これは言うなれば

町民の政治に対する不信のあらわれと言えるのではないのでしょうか。町民の声に謙虚に耳を傾け、町民の負託にこたえられるようにすることが、まずは先決ではないかというふうに考えます。

近隣市町の状況などから削減は時代の流れと言われますが、合併により広域化した地域で国の財政削減のあおりを受け、さまざまな住民サービスの低下が現実のものとなる中で、住民の声が届かなくなったと言われる今こそ、住民の声を担う身近な議員の役割が極めて重要であるとの立場から現状を維持すべきでありまして、削減に反対をするものであります。

○議長（岡本 勇君） 8番、横山君。

○8番（横山 勲君） ただいま上程されております発議第2号に賛成の立場から討論をいたします。

賛成をいたしますまず第一点目は、地方自治法の市町村議会の定数は、人口1万人以上2万人未満の町村にありましては22名の数を超えない範囲で定めなければならないとしておりまして、合併に伴います廃置分合により設置する京丹波町議会の定数は18名として、平成17年2月23日に告示がされたところであります。

しかしながら、2年目からは2人の欠員が生じ、さらに20年8月からは15名で議会運営をしてまいりましたことも、これまた事実であります。18名の議員でありまして今以上の議員活動ができ得たかということになりますと、私はまた疑問もあるのではないかとこのように思いますし、町民の多くは、議員定数は18名でなしに15名であるという認識に立っておられる町民が数多くいらっしゃるというふうに推測をするわけであります。

第2点目でございますが、常任委員会に係ります地方自治法も18年に議員はそれぞれ1個（以上）の常任委員となるものとして改正され、複数の所属が認められましたことにより、平成17年条例第194号に規定いたしております常任委員会の定数6名の前提条件も変わることになります。

さらに第3点目として、平成20年4月に本町では行政改革大綱を定めまして、効率的な組織体制の確立、適正な定員管理、職員給与並びに各種の手当の見直し、委員会報酬の見直しなどを掲げておりまして、さらに予算執行管理の見直しとか公債費の節減、経常経費の削減などの歳出対策を現在も推し進めております最中でもあります。また、全国の市町村議会も議員定数の削減の方向でありまして、近郊の南丹市も議員定数が削減の方向で検討が進められていると聞き及んでおります。

ただいま申し上げました以上の理由によりまして、私は議員定数18名を14名の4名減数することが町民の多くが求めております実態と考えますが、一挙に4名、率にしますと2

2%になると思いますが、大幅な減数については、合併いたしましてから町域も大変広いこと、住民の声を願いを思いを反映できるかということになりますと疑問も残りますことから、また、今後の4年間はそれこそ町の将来を左右いたします極めて重要な任期だろうということを想像するわけでございます。そうしたこともかんがみまして、議員定数18名を2名減の16名とすることに賛成し討論いたします。

○議長（岡本 勇君） 2番、坂本君。

○2番（坂本美智代君） ただいま提案をされております発議第2号 京丹波町議会議員の定数を定める条例について、議員定数削減に反対の立場で討論いたします。

この3年半の任期の間3人の欠員が生じ、実質15人で議会運営をしてきたことは事実であります。しかし、この18人という定数は合併協の中で人口規模や旧町間の均衡を保つことから最低限これだけは必要と決められた定数であります。合併によって46人から18人に減り、議員の活動範囲も広域となり、住民からは議員が遠い存在になったというのがこの3年半ではなかったかと思えます。

近隣の市町村の状況は減数の方向であり、時代の流れや町民の意向を反映して定数の削減をという意見もありますが、協働のまちづくりを進めていく上にも議会や議員の果たす役割は住民の代表として行政をチェックする重要な役割もあります。住民の声をしっかりと聞いて、まちづくりに反映させるためにも現状の定数を減らすべきではないことを指摘いたしまして、反対討論いたします。

○議長（岡本 勇君） 9番、西山君。

○9番（西山和樹君） 私は議員定数の減数をすることに賛成の立場で討論をいたしたいと思えます。

さっきから皆さん方も既に、賛成の方も反対の方もおっしゃっているんで私は多弁を労する必要がないと思えますので単純に申し上げますが、既にもう16名で2年以上、それから、15名で2年半を既に経過して、全く私は問題がなかったのではないかというふうに考えております。この点で、もう賛成の理由は十分で私はあるんだろうというふうに理解しておりますが、町民から議員不足で、これは問題やでえと言われたことは私は少なくとも一度も聞いたことがない。

それと、さっきから出ておりますように、これまた住民の代表として一人一人が今までどおり議員活動を真剣に行えば、別にこれで十分目的は達せられておるのではないかというふうに考えております。22名が認められておるということであって、22人でやりなさいということでは決してない、私はそのように理解をしておりますし、難しい論議の必要は、あ

えて必要は認めないというふうに感じておりますし、これはある種、一種の合理化ではありませんし、これは当然の帰着であり、これを受任することは義務でもあろうというふうに理解して、当然に議員はそのように私は理解するべきではないと思います。

既に衆議院などでも国会議員が既に減員をしようというふうな時期でもあるし、これが、18人が16名になって問題が生じるとは一切考えられませんので、これを理由として私は議員定数の減数に賛成をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） それぞれ討論が行われておりますが、私は今提案されております発議第2号 京丹波町議会議員の定数を定める条例の制定について、削減に反対する立場から討論を行います。

提案されております条例案の提案理由として、合併により合併前と比較して大幅な議員定数の減となったが、議員自らが痛みを伴う改革を行うことで、より一層住民に行政改革への理解を求めるため議員定数、2人の減の16人とする条例案の制定になっておりますが、本当にこういう理由でいいのかと思うわけであります。議会とは、議員とは、その役割と責任が本当に問われているのではないのでしょうか。議員必携の議員の心構えというところを見ますと、すべての公務員は全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。憲法第15条のこの規定は、議員という公職に身を置く者の心構えの基本をうたったもので謙虚に受けとめるべきであると指摘しております。

提案理由の議員定数削減は議員自らが痛みを伴うのではなく、住民の代表である議員の数を減らすということは住民の声が届きにくく一層することであります。また、行政改革への理解を求めるためとしておりますが、本来行政改革とは住民にとってプラスになることであり、住民に痛みを伴う改革は本来の行政改革ではありません。また、議員必携の444ページでは、議員定数削減を是とする風潮は議会制民主主義を危うくし、現行の常任委員会制度を中核とする議会運営を困難にするものである。議会無用論、議会制民主主義否定にもつながるおそれがある。削減は極力食いとめるよう努力する必要があるとしています。安易に定数を減らすべきではありません。合併して町域の一体化は一気にできるものではありません。時間と努力が必要です。そのためにも議員の役割は重要です。

また、合併してまだ3年8カ月。住民に聞いても議員を選ぶのはやっぱり地元優先で選ぶというのが本音です。議員定数の削減は、有権者が少ない地域からの議員はますます出にくくなることになり、住民の声が本当に届きにくくなります。町の将来を考えると、若い人も

含め幅広い人たちが議員になっていただくことが本当に必要です。議員定数を減らすことが改革ではなく、議員活動が活発にできるようにすることが改革であります。チェック機能や牽制機能など議会や議員の役割を十分果たすためにも議員定数を減らすべきではありません。議員定数削減は住民の願いにこたえる方法ではないかと、議会の役割、機能を弱くさせるところになることを強く指摘して反対討論といたします。

○議長（岡本 勇君） 15番、野間君。

○15番（野間和幸君） それでは、ただいま上程されております発議第2号につきまして、賛成の立場から討論を行います。

前議案の議員定数等検討特別委員会の中間報告で委員長から報告がありましたとおり18を是とする案、さらに16と減数とするという案、それぞれ理にかなうところがあるわけですが、現実の15人で今日まで議会運営が行われてきている。そのことでそれぞれ厳しい対応に、それぞれの議員が取り組んできた現実もあるわけでありまして、今後も現状でも十分に対応できるというふうに確信をいたしておりますが、今回の新たなる定数の制定は、現状プラス1という結果になりますし、本来、今までは1人1委員会の所属でありましたが、複数委員会を所属することになり、さらに議員の資質も高められると信じております。

先ほども申しあげましたように、中間報告で特別委員会の中で16人を是とすることが賛成多数で決められております。よって、特別委員会の中間報告を尊重して賛成といたします。

○議長（岡本 勇君） これで討論を終結いたします。

これより、発議第2号を採決します。

発議第2号 京丹波町議会議員の定数を定める条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（多数 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手多数であります。

よって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

ここで、お諮りします。

日程からいきますと、あと残り少ないわけですが、このまま引き続いて会議を進めたいと思いますが、よろしゅうございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

《日程第17、発議第3号 北朝鮮の核実験に断固抗議する決議について》

○議長（岡本 勇君） 日程第17、発議第3号 北朝鮮の核実験に断固抗議する決議につい

てを議題といたします。

本件について説明を求めます。

7番、小田君。

○7番（小田耕治君） それでは、発議第3号について、議案書を読み上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

発議第3号 平成21年6月18日 京丹波町議会議長 岡本 勇様

提出者 京丹波町議会議員 小田耕治

賛成者 京丹波町議会議員 今西孝司、山内武夫、畠中 勉、山田 均、野口久之

北朝鮮の核実験に断固抗議する決議について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

決議書を読み上げます。

北朝鮮の核実験に断固抗議する決議

我が国政府の発表によると、北朝鮮が5月25日に地下核実験の実施を発表し、翌26日には日本海上にミサイルを発射したとのことである。

今年4月には多くの国々の警告を無視して行われたミサイル発射と合わせ無謀な実験を繰り返していることは、我が国のみならず周辺諸国及び国際社会の平和と安全に対し著しく脅威を与えるものであり、世界平和を願う人々に対する挑戦的行為である。

京丹波町議会としては、京丹波町町民の生命と生活の安全・安心を守る立場から北朝鮮のこのような行動に厳重に抗議するとともに、すべての核兵器及び既存の各計画を放棄することを強く求める。

以上、決議する。

平成21年6月18日 京都府船井郡京丹波町議会

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 以上、説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略します。

これより発議第3号を採決します。

発議第3号 北朝鮮の核実験に断固抗議する決議について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(全員 挙手)

○議長(岡本 勇君) 挙手全員であります。

よって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

《日程第18、閉会中の継続調査》

○議長(岡本 勇君) 日程第18、閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業建設常任委員会、福祉厚生常任委員会の各委員長から所管事務のうち会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡本 勇君) ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上で、本日の議事日程は、すべて議了いたしました。

よって、本日の会議を閉じ、平成21年第2回京丹波町議会定例会はこれをもって閉会いたします。

閉会 午後 0時26分